

《 事務所ニュース 2016年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

謹賀新年

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます
本年もよろしくお願ひ申し上げます

平成28年 元旦

被用者年金一元化について！！ (健康保険・厚生年金保険の適用事務が変更)

- 昭和12年4月1日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届の提出について

平成27年10月1日以降、70歳以上被用者の届出対象外とされていた昭和12年4月1日以前は生まれた方についても賃金と年金額に応じた在職支給停止の対象となり、「70歳以上被用者該当届」の提出が必要となります。

昭和12年4月1日以前生まれで、平成27年9月30日以前から引き続き勤務している方にかかる「70歳以上被用者該当届」については、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と記載した上で、該当年月日を平成27年10月1日としてご提出ください。

- 同月中に被保険者資格を取得・喪失した場合の保険料の取扱いが変わります。

平成27年10月1日以降に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者(第2号被保険者は除きます)の資格を取得した場合には、国民年金保険料のみ納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。この場合、該当する被保険者が在籍していた事業所に年金事務所よりご連絡いたします。

- 養育期間の従前標準報酬月額みなし措置の取扱いが変わります

平成27年10月1日以降、共済組合等の加入期間中に基準月がある子を養育する場合でも、厚生年金加入期間についてみなし措置を受けることができますようになります。養育開始日が平成27年10月1日以

降である子についての取扱いです。該当する子について申出をする場合は、「養育期間標準報酬月額特例申出書」の備考欄に「共済加入中に養育開始」と記入してください。

賞与支払届の提出について！！

12月は、賞与の支給をする企業も多いと思います。賞与を支給した場合は、管轄の年金事務所等に「賞与支払届総括表」及び「賞与支払届」を提出することになっています。賞与の額は、年金額の算出の基礎となりますので、忘れることのないよう注意しましょう。

- 社会保険料の徴収について

社会保険は、原則として月中で退職した場合は、その月はカウントせず、保険料は徴収されません(喪失日が属する月は徴収されない)。ただ、給与計算上、1ヶ月遅れで計算するケースが一般的ですから、12月の月中に退職した場合は、11月の社会保険料を12月分の給与から徴収することとなります。

例1：12月15日退職(12月16日喪失日)

12月分の保険料は発生せず

例2：12月31日退職(1月1日喪失日)

12月分の保険料は発生する

但し、12月に賞与を支給した場合も、給与と同じ方法となりますので、例えば12月4日賞与を支払い、12月中の(12月30日まで)退職の場合、支給した賞与からは、社会保険料徴収しませんのでご注意ください。(年金額の算出基礎としない)

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行